

第15号議案

品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

品川区子ども・子育て会議条例（平成25年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども未来部子ども育成課」を「子ども未来部保育課」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区子ども・子育て会議の項を削り、同表品川区奨学金運営委員会の項の次に次のように加える。

品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円
	副会長	20,000円
	委員	14,000円

（説明）子ども・子育て会議の庶務を処理する課を変更する必要がある。